

## 随意契約理由書

件名	垂水処理場 本場送風機用電動機他点検
契約の相手方	メタウォーター株式会社 関西営業部
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本点検対象の設備は、処理場に流入してきた下水を処理設備に送る汚水ポンプ及び下水処理設備に空気を送り込んでいる送風機を駆動させるための電動機である。</p> <p>それらは、24時間稼働している重要な設備である。</p> <p>そのため、整備計画に基づく1年ごとの定期点検を行い、不具合・劣化状況を把握・対応することで機能維持を図る必要がある。</p> <p>また、点検での設備停止は短期間とし、確実に実施する必要がある。</p> <p>上記業者は、今回対象となる各電動機を製造した富士電機株式会社の下水道プラント設備関係の業務を継承した唯一の業者である。</p> <p>本業務の整備・試験等は製造会社でなければ知りえない技術情報及び専門的技術を要し、また点検業務後における技術的な責任の所在を明確にする必要がある。そのため、本業務を履行することができるのは製造会社より技術を継承した上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課施設係 (電話番号 752-5017)